

# 慈誠会記念病院虐待防止委員会設置要綱

## (設置)

第1条 慈誠会記念病院（以下「当院」という）に虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 委員会は、主に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待（「疑いを含む」以下同じ。）への迅速な対応及び組織的な対処を行うことを目的とする。また職員間のハラスメントについても対処し、その削減を図ることを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

病院長、看護部長、看護師長、全看護主幹、ケアワーカー代表者、事務長（虐待防止対応責任者）、副事務長、事務職員（記録）、MSW（虐待防止受付担当者）、ケアマネージャー

## (委員会)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は病院長をもってあて、副委員長は身体拘束防止委員長をもってあてる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障ある時は、その職務を代行する。

## (所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待を受けたと思われる被虐待者の早期発見、早期対応に関すること。
- (2) 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置。
- (3) 虐待発生時の通報・相談窓口（板橋区おとしより保健福祉センター）との連絡及び連携に関すること。
- (4) 虐待に関する相談に関する体制の整備。
- (5) 病院職員や関係者に対して、虐待に関する研修の実施および啓蒙活動。
- (6) 病院職員間のハラスメントに関する事項。
- (7) 当院の高齢者虐待防止指針・身体拘束廃止マニュアルに関する事項。
- (8) その他虐待に関すること。

## (委員会の開催と議事)

第6条 委員会は原則として6ヶ月に1回開催する。

2 ただし、特に必要があると認められた際には、委員長がこれを開催することができる。

3 委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。

4 委員長が必要と認めるときは、関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決定するところとする。

6 審議結果については、当該部門及び関係各所に直ちに報告する。

## (委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めた時は、委員会に委員以外の者（有識者からなる第三者委員）の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会に記録を備え、委員会に関する事務は事務局において行う。

(個人情報)

第9条 委員会は個人情報の取扱いについて、当院の「個人情報保護方針」を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附則

1. この要綱は、令和元年7月1日から施行する。